

金沢市給与サービス等事務業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、令和7年度に、非常勤的（時給）会計年度任用職員の給与サービス等業務について、業務効率化を図るため、各所属で個別に行っていた出退勤や休暇などのサービス管理や給与計算事務を他の職員と同様にシステム化し、その事務を令和8年度より人事課に集約した。

集約した事務を含めて職員の給与、諸手当、福利厚生等事務は市民サービスに直結しない定型的な内部事務を行うものであり、多様化する人事業務の課題へ迅速に対応するために職員が非定型的なコア業務に専念できる体制を整えることを目的として、これら定型的な内部事務を集約する「職員事務センター」を外部委託化により設置する。

また、委託化により新たに生み出された人材をより専門性の高い業務に配置することで市民サービスの向上を図る。

さらに、民間事業者が有する知識やノウハウを活用することで、事務改善による業務の効率化を図るとともに、問合せ先の一元化により職員の利便性の向上を実現するために、「金沢市給与サービス等事務業務委託」を実施する最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市給与サービス等事務業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市総務局人事課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076-220-2079（直通） FAX 076-220-2084

E-mail jinji@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の配布の方法

ア 方法 本市のホームページにて公表する。

イ 交付資料 (ア) 金沢市給与サービス等事務業務委託公募型プロポーザル実施要領

(イ) 金沢市給与サービス等事務業務委託仕様書

(ウ) 提出書類様式

(5) 日程

実施要領等の交付開始 : 令和8年4月15日（水）

質問受付期間 : 令和8年4月15日（水）～ 令和8年4月23日（木）

質問への回答 : 令和8年4月28日（火）

参加表明書の提出期間：令和8年4月15日（水）～令和8年5月13日（水）
企画提案書提出者選定の通知：令和8年5月15日（金）まで
企画提案書の提出期間：令和8年5月18日（月）～令和8年6月26日（金）
ヒアリングの実施：令和8年7月3日（金）を予定
審査結果通知：令和8年7月中旬頃予定
準備期間：契約締結日から令和9年1月31日
センター運用開始：令和9年2月1日

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の令和8・9年度役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下、「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ウ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(c) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(エ) 別紙「金沢市給与サービス等事務業務委託仕様書」に規定する業務に対応できること。

- (オ) 令和3年4月1日以降に人口20万人以上の地方公共団体において、類似業務（人事、給与、福利厚生等事務及び問合せ対応等を行うセンターの運営業務）について履行した実績があること
 - (カ) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）のいずれかの認定・認証を取得していること。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当する者は、3（1）の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。
- ア 金沢市給与サービス等事務業務委託業者選定委員会委員
 - イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む）に所属する者

4 当選者の業務概要

- (1) 金沢市給与サービス等事務業務委託
- (2) 業務内容
金沢市給与サービス等事務業務委託仕様書に記載する業務内容のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、本業務期間終了後から令和12年1月31日まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

5 提案条件

- (1) 業務委託費上限額
30,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※参考情報として提案を求めるものであり、提案価格で契約することを示すものではない。また、提案価格が業務委託上限額を超える場合は失格とする。
- (2) 著作権その他の取扱い
作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

6 提案募集の手続き

- (1) 提出書類の内容及び提出方法等
 - ア 参加表明書
企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電送は認めない。
 - (ア) 内容
以下の書類を全て提出すること。
 - 様式1 参加表明書
 - 様式2 誓約書

様式3 業務実績調書

添付書類1 様式3に記載した業務の内容を確認できるもの（契約書及び仕様書等の写し）

添付書類2 プライバシーマーク又は ISMS の登録証（写し）

添付書類3 会社概要（任意様式）

添付書類4 金沢市入札参加資格決定通知書（写し）

※参加表明書類の提出時に有資格者でない場合、有資格者となり次第、速やかに提出すること

(イ) 作成要領 用紙の大きさはA4判とし、左仮綴じとする。

(ウ) 提出部数 1部

(エ) 提出先 2(3)イに同じ

(オ) 提出期間 令和8年4月15日（水）から令和8年5月13日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年5月13日（水）午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。

(カ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合は、下記まで照会すること。

(a) 照会場所 2(3)イに同じ

(b) 照会期間 上記提出期間に同じ

イ 企画提案書

企画提案書の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を持参、郵送または宅配便等により提出すること。なお、電送は認めない。

(ア) 内容

様式4 企画提案書表紙（正本用）

様式5 企画提案書表紙（副本用）

様式6 企画提案書

様式7 参考見積額及び内訳書

(イ) 作成要領

(a) 用紙の大きさは、A4判、片面印刷（カラー印刷可）とする。A3判等を使用する場合は折り込むこと。

(b) 提案にあたっては、簡潔かつ分かりやすく記載すること。スライド枚数は増減することも可とする。

(c) イラスト、イメージ図等を使用する場合には、提案者において調達すること。また、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

(d) 企画提案書には、会社名、ロゴマーク、法人名等の提出者を特定できるような表示はしないこと。

(ウ) 提出部数 正本1部、副本15部

(エ) 提出先 2(3)イに同じ

(オ) 提出期間 令和8年5月18日(月)から令和8年6月26日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年6月26日(金)午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。

ウ 質疑応答

(ア) 受付期間 令和8年4月15日(水)から令和8年4月23日(木)午後5時45分まで

(イ) 提出方法 質問書(様式8)を電子メールで提出すること。なお、送付した旨を電話で連絡すること。

(ウ) 提出先 2(3)イに同じ

(エ) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年4月28日(火)までに本市ホームページで回答内容を公表する。

エ その他

(ア) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めのあるものについては同法に定める単位に限る。

(イ) 提案は、1者につき1件に限る。

(ウ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

7 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の提出者の選定方法

「3 応募資格」に掲げる条件を満たしている参加表明者について、参加表明表を審査し、適当と認めた者を企画提案書等の提出者として選定し、企画提案書提出者選定通知を送付する。

(2) 受託候補者の特定方法

企画提案書等及びヒアリングの内容により、別表「受託候補者の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書の提案者を、本業務の受託候補者(以下、「特定者」という。)として特定する。

また、審査結果の合計得点が最も高い企画提案書の提出者が同点で複数あった場合には、委員の合議により順位を決定する。

なお、選定委員会での協議結果により、特定者を特定しない場合もあり得るものとする。

(3) ヒアリングの実施

ア 日時 令和8年7月3日(金)を予定(別途通知)

イ 場所 金沢市役所本庁舎内(別途通知)

ウ 実施時間 1者あたり45分以内(準備、撤収時間を除く)とし、概ね説明に25分、質疑応対に20分の配分を予定している。

エ 参加人数 1者あたり3人以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めない。

- オ 機材等 説明にあたり、必要な機材は全て企画書等の提出者が用意すること。ただし、ディスプレイは本市で用意する。
- カ その他 (ア) ヒアリングは提出された提案書に基づいて行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- (イ) 企画提案書の提出者を特定できるような発言等を行わないこと。
- (ウ) ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

(4) 選定委員会

本選定委員会は、次の5名で構成する。

- 合田 篤子 (金沢大学人間社会研究域法学系教授)
- 四木 匡彰 (石川県総務部人事・組織経営課長)
- 村角 薫明 (金沢市総務局長)
- 二木 満 (金沢市総務局総務課行政経営室長)
- 寺末 哲也 (金沢市総務局人事課長)

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、令和8年7月中旬(予定)に特定者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 契約の締結

(1) 契約内容等の協議

特定者は、企画提案書に基づき、具体的な契約の内容について本市と協議を行うこと。

(2) 契約の方法

本市との協議により契約の内容及び実施事業の内容が決定した後、随意契約の方法により委託契約を締結する。

(3) その他

特定者が契約を締結しない場合又は応募資格を満たさなくなった場合等は、次点者と契約交渉を行う。

9 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他この要領に違反する場合

(3) 辞退

参加表明書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

(5) その他

- ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することができる。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。
- オ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。